

ドイツにおける社会国家と余暇・スポーツに 関する一考察

—ミヒャエル・クリューガー論文に対する一つの応答—

有賀 郁敏*

第2次世界大戦後のドイツの余暇・スポーツを論じる場合、社会国家ドイツの特質との関係が解明される必要がある。社会国家の起源は19世紀に遡ることができるが、余暇・スポーツ政策との関連からすれば、しばしば断続的に論じられる国民社会主義（ナチズム）と戦後西ドイツの間に政策面でのある種の連続性がみえてくる。また、自由な市民のイニシアティブや国家の不介入、不干渉を基本理念として出発したドイツスポーツ連盟（DSB）などのスポーツ運動は、1960年代以降の連立政権下におけるスポーツ施設整備計画や「パートナーシップの原理」による助成を梃子に国家との共同へ軸足を移していく。この局面においてスポーツ運動は、一方で国民のスポーツ要求の受け皿としての公共的性格を自認するとともに、他方で社会（秩序）形成機能を担うことになった。ネオ・マルクス主義陣営らによる批判の矛先もこの点に集中する。統一後のドイツにおけるスポーツ運動には、市民社会における「個人化」や移民などのマイノリティーへの対応といった新たな課題が存在しているのである。

キーワード：社会国家、国民社会主義、ドイツ連邦共和国、余暇・スポーツ、ドイツスポーツ連盟、パートナーシップの原理

問題設定

スポーツは社会からさまざまな影響を受け、また影響を及ぼしているという命題を前提とすれば、余暇・スポーツ政策はもとより、スポーツに内在する思想やスポーツ運動にしても国家や市民社会の文脈で考察されなくてはならない。ドイツを代表する社会史家の一人、クリスティアーネ・アイゼンベルク（Christiane

Eisenberg）は、スポーツ史研究が歴史学の従属的（下請け）関係から脱却するためには、近代スポーツにおける競争を含む内在的価値の生成と展開の具体的解明へ向かうことこそ重要ではないかと刺激的に語っている¹⁾。氏はここでスポーツが社会とまったく無関係に存在し、固有の価値を生み出していると主張したいのではない。社会史家としてスポーツと社会の関係を理解しつくしたうえで、（近代）スポーツ史研究のいわば「主戦場」を提起しているのである²⁾。アイゼンベルクが提起した課題にはこれ以上立ち入らないが³⁾、社会の析出を通じてス

* 立命館大学産業社会学部教授

スポーツの性格や機能を浮き彫りにする作業の重要性を理解している者からすれば、この点にもスポーツ史研究の「主戦場」があると捉えた。それは当然のことながら戦後ドイツにおけるスポーツ分析にも適合する。

ミヒャエル・クリューガー (Michael Krüger) は、講演論文「ドイツスポーツの60年」(60 Jahre Sports in Deutschland: 以下、クリューガー論文)において、第2次世界大戦終結から再統一(1990年)以後のドイツのスポーツ状況を、分断国家すなわちドイツ連邦共和国(西ドイツ)とドイツ民主共和国(東ドイツ)間の対抗と緊張を軸に描こうとしている。その際、クリューガーは「両国のスポーツは完全に別物であった」と規定し、西側資本主義を志向した戦後西ドイツのスポーツとソ連主導の東側ブロックに編入された東ドイツスポーツを対峙させている。1949年にそれぞれ建国された西ドイツと東ドイツが、とりわけベルリンの壁建設(1961年)以降、対抗と緊張のなかでスポーツと関わってきたことは疑いえない。たとえば、クリューガー論文にしばしば登場する「東ドイツスポーツの奇跡」という言葉に象徴されるように、1960年代以降の東ドイツスポーツの「躍動と爛熟」は、同時代の西ドイツのスポーツ政策面での乖離を、いよいよ浮き彫りにするだろう。くわえて、1990年のドイツ統一以降、各種証言を含む極秘・内部資料の発掘を踏まえた東ドイツ研究が深められていくなかで、同国におけるスポーツシステムの「驚愕的な犯罪行為」(クリューガー)——たとえば子どもに対する容赦ないドーピングなど——、すなわちかの奇跡の陰に潜む恥部もクローズアップされてきた⁴⁾。このような研究成果に基づくならば、東ドイツスポーツはドイツ社会主義統一党 (SED) を軸と

した国家統制のもとで、スポーツの自由のみならず人間の尊厳や生命までも奪い取った非人間的な暴力であり、資本主義ブルジョアスポーツに対する「社会主義的身体文化」の優越性という主張は完全に欺瞞であったことになる。ここに東西ドイツスポーツをめぐる二項対立的歴史像が描かれる土壌が形成される。つまり、国民社会主義(ナチズム)の克服に向けて努力を傾注してきた西ドイツの自由なスポーツと全体主義国家の指導下にあった東ドイツの権威主義的スポーツという図式である。もちろん、クリューガーは東ドイツスポーツとの対比から諸手を挙げて西ドイツスポーツを美化したりはしない。むしろスポーツ史家たるにふさわしく、両国が敗戦後の一時期スポーツ面で相互交流を図ろうとしていた事実や、西ドイツのスポーツ政治家や指導者たちが対東ドイツの思惑から、その東ドイツスポーツシステムを学ぼうとしていた点も批判的に論じている。とはいえ「シンダートラック上の冷戦」に端的に示されているように、論文の基調が東西冷戦構造下の分断国家における競技スポーツ面での対抗と緊張にあることは間違いない。それゆえ論文のタイトルにもかかわらず、その多くが1960年代あるいは1972年のミュンヘンオリンピックという冷戦の只中の時期に割かれるという構成になっている(統一後のドイツの状況に関してはほとんど論じられない)。

クリューガーは国際スポーツ運動における道徳的機能不全と関連し、「西ドイツのスポーツを規定していた非政治的スポーツならびにスポーツと国家の分離というドグマが、政治的な現実に対する知見を閉ざしてしまった」という文章で論文を締めくくっている。「非政治的スポーツならびにスポーツと国家の分離というドグ

マ」とは一体何を指し、なぜそれが生起し、そしてそこからのどのように脱却すべきかについて、残念ながらクリューガー論文ではあまり語られない。国民社会主義という全体主義国家の反省の下、戦後西ドイツにおいて、たとえばドイツスポーツ連盟が「スポーツの国家から自由」「政治的中立」を掲げ、スポーツ運動を進展させてきたことはつとに指摘される点だが、果たして戦後西ドイツのスポーツは国家から分離されていたのだろうか。われわれは、クリューガー論文が問いかけた上記の問題について考察を深めていかななくてはならない。

本小稿では分断国家という枠組みをふまえつつ、ドイツにおける社会国家の性格に焦点をあてながら社会における余暇・スポーツのありようについて改めて考えてみたい。このような問題意識はクリューガー論文全体を問い直すものではないが、クリューガーが最後に問いかけたドグマの解明に向け、なにほどこかの補助線を引く作業とはなるだろう。

なお、本小稿では主として旧西ドイツを舞台に社会国家と余暇・スポーツの関係を論じることになるが、後述するように国民社会主義や1990年以降のドイツ連邦共和国との関係も意識して社会国家という言葉を使用する場合があることを予め断っておきたい。

1. ドイツの社会国家

クリューガー論文では社会国家に関する説明はおろか社会国家という用語も使用されていない。とはいえ、後述する社会国家の性格と関連する状況については部分的に叙述されている。たとえば、「4. スポーツと国家の融合あるいは分離」の項には次のような記述がある。「民

主主義的な連邦共和国におけるスポーツと国家ならびに政治の厳格な分離……それは、第三帝国における国家と政治の融合の経験から得られた明確な結論と教訓であった。（中略）西ドイツの組織化されたスポーツは、スポーツが公共の福祉に貢献する課題と機能を、独自の力量から維持することができない場合にのみ国家に対して要求することが許された。（中略）一方でスポーツの自立性、そして他方での国家との補助的パートナーシップの原則は、『自由な』スポーツが連邦共和国において発展していくうえでの基礎であった。」この記述から、西ドイツのスポーツは国民社会主義（第三帝国）の教訓を踏まえて再生された連邦共和国（西ドイツ）の枠組みの中で再スタートを切ったことが理解できるだろう。

それでは「社会国家」(Sozialstaat)とはどのような国家なのか。社会国家はドイツにおける「福祉国家」(Wohlfahrtsstaat)の類型と解釈されるむきもあるが、福祉国家の特殊ドイツ的形態というよりも現代の福祉国家の行き詰まりの克服をめざすより高次な国家として理解される場合もあり、社会国家と福祉国家はその区別と関連において丁寧なみておかななくてはならない。

たとえば、『国家辞典一法・経済・社会』によれば、「社会国家とは狭義の意味において、病気、廃疾、高齢、失業から生じた所得危機に対する市民の保護を保障する国家のことである。社会国家は広義の意味において、社会の安全のみならず、社会的公正、社会統合そして個人の自由を保障する国家でもある」と記されている⁵⁾。基本法でも「ドイツ連邦共和国は民主主義的、社会的連邦国家である」(第20条第1項)と規定されている。ここで着目したいの

は、西ドイツ初の経済相（後の首相）L. エアハルト（Ludwig Erhard）の「社会的市場経済」（soziale Marktwirtschaft）に端的に示されているように、社会国家が国民の所得危機に対して無原則に給付するのではなく、あくまでも個人（そして市場）の自由を前提に保護すること、また社会的公正、社会統合に向けて国家の干渉政策が予定されていることである。すなわち社会国家は、一方で市場をはじめとする経済活動や個人の自由が重視され、他方で社会や経済の安寧や秩序維持のための国家の政策介入がなされるような国家である⁶⁾。保住敏彦は社会国家と市場経済の関係について、純粋な市場経済とはことなり「社会国家は市場システムを補完する制度として、公的教育制度、物質的な基礎的保障、持続的雇用政策、バランスのとれた労働法、安定した保険衛生の供与などを行うことによって、市場経済のもたらす効率性の裏面としての社会的不正を是正し、社会的公正を実現しようとする」国家であり、こうした経済秩序を表す言葉が「社会的市場経済」であると論じている⁷⁾。社会国家はしたがって、公正な競争秩序、独占の排除、機会均等、ケインズ主義を含む個人の自主的な意思決定を阻害しかねない経済政策に対抗する新自由主義、戦後のオルド自由主義（Ordoliberalismus）の潮流と深い関係にあり、無原則な給付ではなく個人の自由、主体性（自己責任）そして活力の涵養が重視される。クリューガー論文で登場する東ドイツスポーツとの対抗の観点から構想された「連邦スポーツセンター」（Bundeszentrale für Sport）への批判は、それが東ドイツスポーツを模倣としているといった点のみならず、そもそも個人や協会の自由なスポーツに対する国家の介入ではないかという危惧の表明でもあり、戦後西ドイ

ツの社会国家の性格からしてみれば、国民社会主義あるいは東ドイツとの関係においても自由の擁護は譲り渡すことのできない原則だったのであろう。

後者との関連において、歴史学者のゲアハルト・リッター（Gerhard A. Ritter）は、社会国家について次のように説明している。「社会国家とは、工業化や都市化が進んだ結果ますます複雑になる社会や経済の諸関係を調整する必要の増大、とりわけ家族が生存への配慮で果たす伝統的役割が減り、階級対立が激化したことにたいする対応である。それがめざすのは、社会の安定と平等化、政治・社会での共同決定権などを通じて住民を統合すること、また社会を、変化にたえず適合させ、既存の政治・社会・政治体制の安定をはかりつつ、徐々に進化させることである」と⁸⁾。これまで論じてきた社会国家における個人そして経済における自由や自主性の尊重と矛盾するような国家の政策介入に関して、リッターは次のように続ける。「社会国家は、……個人に対する社会的統制の強化に、あるいは社会を上から操作する手段として悪用されうると同時に、社会での依存関係を減らし、窮乏からの解放により実質的自由を拡げながら、人間の社会的自律を増大させる道具としても利用されう。扶助と参加の二重性に、またその機能と作用がもつ両義性に、社会国家の危険とチャンスが同時にひそんでいる⁹⁾」。社会国家はこのような両義性、すなわち自己決定と上からの強制をともに含んだ国家であるがゆえに、国家権力の制限を旨とする法治国家概念としばしば対抗関係に置かれるのである¹⁰⁾。先のクリューガー論文の記述、すなわち「一方での国家そして政治からのスポーツの自立、他方での国家との補助的なパートナーシップの原

則」は社会国家の性格と無関係ではない。それどころか、DSBをはじめとするスポーツ団体は自由と自主性の原則の下、西側資本主義体制にあるドイツ社会の安定と秩序形成そして住民統合に寄与することが期待されているのである。後述するように、主として1960年代以降に登場する新左翼思想集団からのスポーツ批判の矛先もこの点に集中する。

スポーツ団体が国家に対して助成を要請する場合の原則の中に、「補助性（ないし自治助成）原理」（Subsidiaritätsprinzip）がある。この原理は、前述した私的自治の確立のもと市民の自由と自己責任を強調し、「福祉国家」の「扶養国家（生活保障国家）」（Versorgungsstaat）化を否定し、「福祉国家」の後見主義からの脱却を目指しているドイツの社会国家の重要な環である。補助性原理については、木村周市朗の説明が参考となる。木村によれば、補助概念の直接の起源はローマ教皇ピウス11世の回勅（1931年）にあり、ローマ教会のプロテスタント国家に対する小生活圏の構造と特性の保全・育成にあったという。しかし、「憲法規定の『社会国家』と『補助性原理』と国制論的關係は、……『社会国家』と『社会的市場経済』との関係ときわめて相似的であり、……西ドイツではほぼ一貫して『人格の自由な開展と社会的諸過程の自立性』が第一であり、社会国家から出てくる国家の援助・救援・修正の任務のほうは第二義的なのだとみなす考え方』が、ネオリベリズムと共鳴しつつ、『補助性原理と〔現実の〕社会国家体制との大々的な一致』を保証してきたと思われる¹¹⁾と論じている。補助性原理は、いわばドイツの社会国家における市民の自由と自己責任の優位を象徴する概念である。クリューガー論文では個々の協会で尊重されてきた名誉職によ

る組織運営原則から、DSB人件費への直接助成に典型的に示されているように、国家がスポーツ組織を直接管理していく状況が語られている。こうした施策は補助性原理からの逸脱のようにもみえるが、東ドイツの競技力スポーツへの対抗がもはや国家的支援と公的助成なくして成り立たない事態を物語っていると同時に、スポーツ団体が単なる私的団体（私事性）ではなく健康増進などの面で公益性を担いうる存在であることを示してもいるのである。

以下、このような社会国家の性格を踏まえながら、ドイツにおける余暇・スポーツのありようを社会国家の文脈から意味づけたい。

2. 社会国家における余暇・スポーツ(1)―歴史的源流：第三帝国の余暇・スポーツ政策― KdF

先の『国家辞典』では、「社会国家の展開は19世紀の最後の四半世紀に、社会問題を通じた国家と社会の挑戦に対する回答として開始された」とし、ビスマルク（Otto von Bismarck）による1880年代の社会保障関連立法を取り上げながら、同時にそのような政策のプロトタイプとして19世紀前半における貧窮労働者、女性、子どもなどに対する国家的保護についても触れられている¹²⁾。19世紀から20世紀前半の余暇・スポーツを社会国家の形成過程と関連づけて論じた本格的な研究は管見の限り存在せず、この点は今後の課題であるが、たとえば19世紀前半の大衆窮乏（パウペリスムス）などによって生じた貧困に対するR. フィルヒョウ（Rudolf Virchow）らの健康・医療政策（社会政策）、また1848/49年革命以降の広義の意味でスポーツを活用した社会国家における社会統合の端緒を見出すことができる¹³⁾。

本小稿では紙幅の関係から、国民社会主義（第三帝国）の余暇・スポーツ政策を概観してみたい。というのは、「民主化・非軍事化・非ナチ化」という言葉に象徴されるように、戦後ドイツ国家とナチズムとの断続的把握はクリューガー論文でも基本的に踏襲されているからである。DSB規約にもあるスポーツ組織の自立性、政治的（政党的）中立性の理念は、ナチズム時代におけるスポーツ団体がたどらざるをえなかった暗部を踏まえ、戦後ドイツのスポーツを再生するための機軸とされた。もとより、ナチズムにおけるホロコーストというテロ行為、マルクス主義などの思想弾圧、領土拡大を推進した外交政策など、それが戦後の占領政策を経て誕生したドイツ国家と基本的に異なる体制であったことは間違いない。とはいえ、国民社会主義時代（あるいはワイマル共和国）から戦後西ドイツにかけて指導性を発揮してきたカール・ディーム（Carl Diem）等のスポーツ界における指導的人物の連続性にくわえて¹⁴⁾、国家の余暇・スポーツ政策を通じてみえてくる国民社会主義と戦後西ドイツの共通の側面を見逃してはならない。すなわち、オールド自由主義とナチズムの経済形成過程との関係性に着目する昨今の研究が存在するように¹⁵⁾、余暇・スポーツ政策面にも戦後社会国家とのある種の連続性を見出すことができるように思われる。ここでは、かつて筆者が考察を加えたR.ライ（Robert Ley）率いる「ドイツ労働戦線」（Deutsche Arbeitsfront：DAF）内の「歓喜力行団」（NS-Gemeinschaft “Kraft durch Freude”：KdF）に焦点をあてながら、国民社会主義統治下の余暇・スポーツ政策の特質を素描したい¹⁶⁾。

KdFは1933年5月に創設されたDAFの下部組織である。周知のように国民社会主義統治下

では労働組合は禁止・解体——したがって労働者スポーツ運動も弾圧¹⁷⁾——されDAFがその代替組織として増殖していくことになるが、第三帝国下の最大の大衆組織へと成長したDAFでは、労働者の自発的同意を調達するための様々な施策が施されたのであり、KdFはこうしたDAFの社会政策の中で労働者をはじめ市民に余暇・スポーツを提供する機関として位置づけられたのである。KdFは「労働の美」「宵の余暇」「ドイツ民族教育事業」「旅行・ハイキング・休暇」「スポーツ」の各部門によって構成されており、補助金を通じて労働者などに演劇、音楽会、展覧会、スポーツ、ハイキング、ダンス、映画、成人教育などを提供したが、とりわけ補助金付旅行制度は「無階級社会」の実物宣伝でもあった。というのは、KdFは労働者に対して、ブルジョア的ステイタスシンボルであった自動車（KdF-Wagen：フォルクスワーゲン）や海外旅行を彼らの手の届くものとして期待を抱かせたからである¹⁸⁾。なお、KdFには1933年から1936年の間に活動費として5600万マルクの予算が投じられ、1938年には全労働者の半数が娯楽に参加し、旅行も18万人が楽しみ、有給休暇も1934年時点で15日間とることができたという¹⁹⁾。

KdFは大管区、管区、地方、拠点に分割され上部組織指導者が下部組織を指導するシステムであった。発足当初32の大管区スポーツ局にはスポーツ医療相談所も併設され、実際の活動拠点となる各地方都市のスポーツ局は1935年段階で59支部であった。スポーツコースには基本コースと特別コースが設けられており、すべての人びとに開かれたコースプログラムが用意された。とりわけ前者は安価な年間登録料（30プフェニヒ）と参加費（20プフェニヒ）を支払うだ

けでコースに参加でき、労働者を含む多くの市民が参加したという²⁰⁾。スポーツコースを指導するための指導者（スポーツ教師）も養成され、たとえばベルリン大管区スポーツ局だけでも、スポーツ教師の人数が1933年：46名、1934年：145名、ベルリンオリンピックの年でもある1936年：2500名と増大している²¹⁾。基本コース（水泳、軽体操、遊戯など）では「楽しさ」「自由」を前面に、日々の労働から解放された労働者が自由な活動領域をえて生活の喜びを感じとること、すなわち自然な生活形態を優遇する新しいスタイルの創出を重視していた。また、当時の最新のメディアであったラジオ（1933年のナチス政権獲得を記念して76マルクで販売）を活用した「朝の体操」「主婦の体操」や「旅行・ハイキング・休暇」部門と連携したバルト海沿岸での「海岸スポーツ」、さらにアウトバーン労働者のための「工事宿舎でのスポーツ」も提供された²²⁾。特別コース（陸上競技、自転車、ボート、乗馬、テニスなど）は、「貴族的」と見なされていた特権的な場にサラリーマンやブルーカラー労働者も立ち入ることができるといった印象を与え、彼らがステータスの上昇を夢見る機能を持っていた（もっとも、1時間1マルクのテニス、1週間100マルクのヨットなどは当時の時給が50から80プフェニヒ程度であった多くの労働者にとって、海外旅行と同様に高嶺の花であったようである²³⁾。

KdFのスポーツはしかし、組織的な企業スポーツへと軌道に移す。それはナチス党内のスポーツの統治責任をめぐるライとチャンマー（Hans von Tschammer und Osten）との権力闘争の影響も受けているが²⁴⁾、いずれにせよ「経営共同体における身体運動の育成」とともに「ドイツスポーツの国際競争力の向上」に見ら

れる競争原理のKdFスポーツへの導入を目指すものであった。「企業スポーツは経営共同体の練兵場」（ライ）と見なされ、労働者を世界観において同質の生産共同体に統合するものと位置づけられた。企業スポーツ共同体の数は1938年：1万、1939年：1万4千、1940年：2万、1942年末：2万3千と試算されており、参加者数も1938年で200万人、1942年には400万人と倍増している²⁵⁾。このKdFスポーツの競争原理は企業における労働者の成果原理と結びついていく。たとえば「企業スポーツアピール」（1938年）において経営指導者に要請された労働者管理は、「労働者スポーツ成果検定」（経営共同体スキー競技などのスポーツ競技）のように、企業による労働者に対する様々な検定試験制度へと結実していくのである。前述したKdFスポーツの「楽しい」「自由」なスポーツは、この局面で経済面における世界的な成果競争に勝ち抜くべく全国経営共同体による検定的な性格を強く刻印されるに至ったのである²⁶⁾。

KdFの性格や機能に関してフランツ・ノイマン（Franz Neumann）は次のように論じている。「自由な余暇は国民社会主義と調和するものではない」「余暇を労働の単なる補助物にしてしまうことが国民社会主義の公式的余暇哲学である」「労働者を強大な組織の中に追いやり、そこに埋没させること、彼らの個性を剥奪すること、一緒に進軍させ、歌わせ、歩かせはするが、決して一緒に考えさせはしないこと、これである」と²⁷⁾。ノイマンの指摘は、とりわけ「自由」と「楽しさ」を篡奪された全国経営共同体における企業スポーツの状況を踏まえれば首肯できるものであり、クリューガーのみならず多くの（旧東を含む）ドイツのスポーツ史家たちが戦後ドイツのスポーツを国民社会主義統治

下の義務的なスポーツ活動と切り離して描き出そうしている点も頷ける。確かに KdF は余暇の領域で労働者をはじめ人びとの自発的な結びつきを廃し、人びとをバラバラな個に分解（アトム化）して統合・支配しようと試みていたことは間違いなく、しかも基本的にユダヤ人は KdF スポーツから除外されるといった排除の機制をとまなうものであり²⁸⁾、クラブの政治的自立性、政治的中立性を重んじる戦後の DSB スポーツと KdF スポーツの断続性にことさら異論をはさむ必要性などないようにみえる。しかし、国民社会主義の余暇・スポーツを著しい例外としてのみ取り扱ってしまってよいのだろうか。

第1に、国家が余暇・スポーツを社会政策の一環として位置づけていることへの着眼である。そもそも労働者にとって余暇は基本的には労働者のミリューと切り離して存在せず、生活のなかにうめこまれていたものである。つまり余暇と労働はしばしば未分化のものとして混在していたといってよい。国民社会主義は、そうした労働者ミリューの中から余暇・スポーツを切り離し社会政策として位置づけ KdF を組織した。その目指すところは欲望や要求の実現と引き換えにした労働者や生活者への国家介入であり、余暇・スポーツ政策による人びとの社会的包摂と秩序形成にあったのである。とはいえ、こうした労働者の私的領域の社会化、すなわち労働者の余暇という私的領域への国家介入の拡大は労働者の自発的参加をとまなう自己調整（下からの社会化）を媒介にすすめられたものであり、この錯綜した展開は戦後西ドイツの社会国家においても、なにほどか共通しているものがあるだろう。

第2に、強制と自由（自発性）に対する評価

の問題である。上記の評価に対しては国民社会主義における「強制的同質化」（Gleichschaltung）という反論が予測される。国民社会主義統治下において、人びとは強制的にアトム化されたのであり、それゆえ戦後の DSB 規約第1条では、DSB が自由な共同体であること、また第3条第2項では DSB がスポーツ活動において自由と自主性を認め、組織的強制を拒否することが謳われているのではないかと。しかし、国家における社会統制においては強制組織だけが必要なのではなく、むしろ大衆社会化が充進する状況にあって自発的同意を調達するためのソフトなメカニズム、すなわち新しいヘゲモニー秩序—「同意の組織化」—が要請される²⁹⁾。この点と関連して山本秀行は KdF の他のナチ組織とはことなる「人気の理由は、歓喜力行団が強制組織ではなく、その活動への参加が、原則として自由意思にもとづくものだったところにあり、『非政治性』と『政治からの自由な空間』は、ナチ体制への合意を形成するひとつの回路を形成していた」と論じている³⁰⁾。余暇・スポーツが人びとの私的空間の深部にまで浸透したのがゆえに、人間生活のすべてに対する全面的な統制が可能となったともいえるのである。しかもこうしたソフトな介入は、一方で医療体操や健康スポーツといった、健康へのある種の「権利」を万人に保障しながら、他方でそれを梃子（義務）に人びとに対して「規律訓練」を課し、健康や労働能力の増進という価値を内面化していく契機ともなりうる（もっとも、国民社会主義では異なる他者の可視化（弾圧）という暴力的な排除の機制をとまなっていたのだが）のであって、ここにみられる国家のメカニズムは戦後の社会国家にとっても、たとえば国民の「社会復帰」や「再社会化」の面で必要とされたは

ずである³¹⁾。

第3に、競争（業績）に対する評価の問題である。KdFの活動方針のなかで経営共同体における競争原理が重視され、総力戦体制下での国際競争力を高めていくための各種検定などが考案されたことは論じたとおりである。KdFの活動は労働者間の競争を促すための積極的介入であり、労働者は「労働者スポーツ成果検定」などを通じて身体能力の活性化を目指しながら差異化された。この点は、市民の自由と自己責任の優位を象徴する社会国家、そしてオルド自由主義が求めた新しい種類の統合ともクロスオーバーする。市野川容孝によればオルド自由主義は競争原理を重視したが、それはレッセフェール型市場経済の失敗を踏まえ、競争を維持するための積極的な介入の必要性を認識した結果でもあるという。オルド自由主義が「秩序」自由主義と言われるゆえんである。しかも重要な点は、こうしたなかで人びとは不利益から社会的に保護されることによって自分の生活以外には無関心となり、政治的なものや公共性を見失うことである。「差異化と分断なしに機能しない競争原理を最も重視するオルド-新自由主義にとって、社会的な調整は、連帯を阻害するか、極小化する形でなされなければならないのである」³²⁾。戦後のドイツ社会国家に対するこうした危惧は、国民社会主義の社会政策に関する先のノイマンの指摘とシンクロしているように思われる。

そこで、以下に戦後西ドイツにおける余暇・スポーツ政策を概観し、くわえてそれに対する新左翼などからの批判的見解を紹介しておく。

3. 社会国家における余暇・スポーツ(2)

——戦後西ドイツ³³⁾

(1) DSBの成立と基本理念

敗戦後のドイツにおいてスポーツ組織がどのような性質と形態をともなって再出発すべきかは占領政策における重要課題の一つであった³⁴⁾。この点で西側占領地区とソビエト占領地区側の間において、たとえば伝統的なトゥルネン（体操）・スポーツ協会の扱いの面で差異がみられるが、連合国の「スポーツの政治的浄化」において指摘されているように、非軍事化と非ナチ化は共通の指導的指針であったように思われる³⁵⁾。

1950年にスポーツの全国組織として設立されたドイツスポーツ連盟（DSB）は、こうした占領政策に規定されながら「スポーツの統一性」「党派的政治的中立性」「スポーツの自主管理（自主的市民のイニシアティブ）」＝「スポーツの政治的自治」を組織の基本方針として位置づけた。それは後に連邦政府などからの各種助成を可能ならしめた「パートナーシップの原理」とともに、スポーツ運動の公共的性格を踏まえ、それをスポーツ政策として支援する戦後西ドイツ社会国家の独特なスポーツ体制の特徴を示すものであり、DSB規約の以下の条文はこの点を端的に示している³⁶⁾。

「DSBは、ドイツにおけるトゥルネンとスポーツの諸協会、ならびにスポーツ諸団体の自由な共同体である」（第1条）、「DSBはドイツのスポーツ組織とスポーツ生活、ならびにスポーツの規則とスポーツ競技の統一、そしてドイツ国民の繁栄のために努力する」（第3条第1項）、「DSBは、加盟組織の組織的、財政的、そ

して専門的自治を認め、それらの有効な協力関係を促進する」（第3条第2項）、「DSBは、スポーツ活動とスポーツ集団のなかで、自由と自主性の原則を認め、求める。組織的強制はこれを拒否する」（第3条第3項）、「DSBは、政党党派、宗教、人種において中立性を保持、遂行する。DSBはスポーツにおける軍国主義を拒否する」（第3条第4項）。

とはいえ、他方においてDSB規約には「DSBは、スポーツにおける精神教育と倫理的なスポーツ規則の達成をドイツ国民性の文化的、宗教的諸価値の尊重において促進する」（第3条第5項）という条文もあることに注意を促したい³⁷⁾。これは19世紀後半（1868年）に創設された民族的統括組織、ドイツトゥルナー（体操家）連盟（Deutsche Turnerschaft：DT）の規約を髣髴させる内容であり、同規定は他の規定とともに第2帝政期における社会主義的、労働者スポーツ愛好家などを連盟から排除する根拠となったものである³⁸⁾。DSBは、一方で加盟組織の複数主義的構成を保証（クラブの強制的同質化、画一化の排除）しているが、しかし他方で連邦共和国における包括的・独占的な代表権を保持しているがゆえに対抗組織は認められていない。DSB会長のヴィリ・ダウメ（Willi Daume）がDSBを政治的・思想的立場を捨象した大衆組織であると規定しているように、DSBは戦後西ドイツの資本主義復活を前提とした国民統合システムに組み込まれ、かつての労働者スポーツ運動の階級性格やそれと結合した政治要求、あるいは対抗文化の形成とは訣別している³⁹⁾。

ついでにいえば、戦後西側地区のSPD労働者スポーツ家を集めて開催されたSPD労働者スポーツ家会議（フランクフルト、1946年9

月）で合意された基本方針は、戦前の労働者スポーツ運動の組織的再編ではなく、それを精神的にのみ復興させ、民主主義運動を構成する統一連合へと結集することにあつた⁴⁰⁾。ここにSPDにおける階級的スポーツ運動から大衆スポーツ運動への転換を読み取ることができるのである。この方針は東西ドイツの分断国家のなかでより強化される。というのも、東ドイツの国家的スポーツ機関やドイツトゥルナー・スポーツ連盟（DTSB）は、戦前の労働者スポーツ運動の遺産継承者として自負していたからである⁴¹⁾。

(2)1960年代以降の余暇・スポーツ政策：「第二の道」「ゴールドンプラン」「トリム運動」

ドイツにおける余暇・スポーツ政策の展開過程のなかで、1960年代、1970年代は重要な時期である。なぜならば、この時期においてDBSが決議した「スポーツの第二の道“Zweiter Weg” des Sports」（1959年）、ドイツオリンピック協会（DOG：1951年設立）の「健康・遊戯・レクリエーションのための黄金計画に関する覚書（いわゆるゴールドンプラン：Der Goldene Plan）」（1960年、1967年に第1次改訂、1976年に第2次改訂）、そして1970年代の「トリム運動」（Trimm Aktion）が展開されたからである。

すでに1950年代から、DSB、DOGは都市の人口を基準としたレクリエーション、スポーツ施設整備計画を発表していたが、このような流れのなかでDSBは競技スポーツの他に人びとにとっての余暇・スポーツ、レクリエーションの重要性を認識し、変動する社会への対応策として「第二の道」を決議したのである。この路線は連邦政府がスポーツ問題をスポーツ組織の問題と理解しつつも、同時に国民の余暇生活、

健康維持、選手養成といった国家の重大な関心事として位置づけ DSB との「パートナーシップ（協力関係）」を結んでいることとも関係している⁴²⁾。「ゴールデンプラン」は、人びとの間に蔓延しつつあった工業化にともなう疾病の原因を運動不足として捉え、以下のようなスポーツ施設整備に向けた15年計画を提案し、総経費約63億マルクのうち、連邦が10分の2（年間約8400万 DM）、州が10分の5（年間約2億2200万 DM）、市町村が10分の3（年間約1億1500万 DM）を分担することが定められた⁴³⁾。

- ・住居に隣接した子どもの遊戯場（2億8千万 DM）：31000箇所、約24万8千 m²、平均約800m²
- ・一般ならびに学校運動場（14億2千万 DM）：14700箇所、約1億2500m²、平均8500m²
- ・学校体育授業用の室内トゥルネン、遊戯、体操場（21億1千万 DM）：10400箇所、10×18m～10m×33m、平均約265m²
- ・多目的室内運動場（4億 DM）：5500箇所、80～180m²、平均約140m²
- ・水泳授業用プール（4億7500万 DM）：2625箇所、6×12,5m～8×16 2/3m
- ・屋外プール（9億7500万 DM）：2420箇所（内訳、約1475箇所—平均8000m²、約920箇所—1250m²、約25箇所—2250m²）
- ・室内プール（6億5500万 DM）：435箇所（内訳、185箇所—通常のプール：12,5m×25m、250箇所—小プール：8～10m×20m）

ゴールデンプランの連邦、州そして市町村における進捗状況は、1960年以降、DOG の機関紙『オリムピッシェス・フォイアー（オリムピック聖火）』（Olympisches Feuer）誌に継続的に掲載されていく。そこでは施設の整備状況に

加えて財政面で脆弱な小都市への支援施策なども事細かに記されており、推進母体の DOG のみならずゴールデンプランが国家的なプロジェクトであることが紙面から十分に伝わってくる⁴⁴⁾。そして計画の中間年にあたる1967年には各施設整備の目標達成率が点検され、計画後半期の予算措置の修正もなされるが⁴⁵⁾、いずれにせよ第1次改訂では施設整備基準が改訂され、また国民の疾病予防の観点に加えて自由時間の増大や新たなコミュニティ形成の対応という視点から余暇・スポーツの重要性が強調されたのである。ちなみに、1975年まで173億8400マルクの公費がつき込まれたゴールデンプランのスポーツ施設整備目標は達成したとされている。

「トリム運動」—「トリム」（心身のバランスを保つこと）—はノルウェーの1967年以降の15カ年計画をルーツにもつ「健康体力促進運動」であるが、ドイツでもキャンペーンが開始された1970年3月以降、すでに1年後には各都市で「スポーツを通じてトリムをしよう！」（Trimm dich durch Sport!）を合言葉も徐々に広まり、それはマスメディアとも連携し一大キャンペーンとなった⁴⁶⁾。各種スポーツプログラムの開催、従前のスポーツクラブとは性格を異にする個人加盟のトリムクラブの創設、トリム保険（傷害、疾病）契約など、1974年には「積極的にスポーツを行っている者」が大都市で42%という高い数値を示しているように、余暇市場の発展とも相俟ってトリム運動は国民の間に浸透していった⁴⁷⁾。

上記の DSB、DOG などのイニシアティブで推進されたスポーツ運動は、西ドイツの社会国家との関係でどのような意味をもっているのだろうか。第1に、ゴールデンプランやトリム運動と社会政策との関係である。これらの運動が

展開した時期は SPD 党首であったブランド（Willy Brandt）が連立政権（SPD と FDP：1969-1974年）に就いていた時期とも重なるが、SPD はすでに「バート・ゴードスベルク綱領」（Bad Godesberger Programm：1959年）においてマルクス主義の放棄、「自由な競争と企業の自由な創意」と協調した経済政策の重視、ならびに「自由で民主的な基本秩序をもつ国家を積極的に守るべき」ことを宣言し、国防軍や教会などとの和解を踏まえ国民政党への転換を図っていた。同政権では人間的な労働環境と生活環境を政策目標とした国内改革「構造政策と空間秩序」において、余暇・スポーツが社会国家政策の一環として推進される。つまり、余暇・スポーツ政策は教育・健康・青少年問題・労働・都市政策などと有機的な関係を強めながら、施設整備計画の範囲を超えた包括的な「総合社会政策」（Gesellschaftspolitik）的側面を付与されていくのである⁴⁸⁾。また、ドイツ労働総同盟（DGB）の目標設定（週5日労働制：1953年）や「連邦休暇法」（Bundesurlaubsgesetz）の制定（1963年）以降、5～6年ごとに年間100時間の時短が実現してきたが、こうした展開にしても一方で労働運動の成果とともに資本側の労務管理上の要請、すなわち「労働力の回復と再生」の視点を見逃してはならない⁴⁹⁾。

第2に、この点と関連して新たな余暇・スポーツ産業を通じたスポーツ普及の問題である。資本の側にとって余暇・スポーツは前述した労働力政策とともに、新しい市場創出を通じた価値増殖の手段でもある。カヌー、スキー、テニス、アイススケートなどの商業スポーツの隆盛はこの点を物語っているが、トリム運動の背景にある余暇・スポーツ人口の拡大、すなわち大衆的なスポーツ状況は余暇・スポーツ産業を新

たな成長産業として登場させるための基盤となった。くわえて、スキー業界（オーストリアのフィッシャー社）などスポーツ用品製造業では市場の寡占化と大資本の進出も生じている。このような余暇・スポーツ産業の成長の根拠として、年々高まる国民のスポーツ要求のインフレーションを吸収しきれない行政や DSB の財政基盤を考慮する必要があるが、いずれにせよ、この局面で資本主義の影響力が広く国民に浸透していくことを意味しているのである⁵⁰⁾。

第3に、「スポーツの統一性」「党派的政治的中立性」「スポーツの自主管理（自主的市民のイニシアティブ）」＝「スポーツの政治的自治」という DSB の組織理念との関係である。DSB は CDU / CSU と SPD の大連立政権が誕生した1966年に「ドイツスポーツ憲章」（Charta des deutschen Sports）を決議する。この点は余暇・スポーツ政策における政党間のボーダレス化を象徴するものだが、同憲章では前文で「スポーツは現代社会において重要な生物学的・教育的・社会的機能を果たす」こと、また大衆スポーツの展開と関わって「すべての人びとのレクリエーションとスポーツの必要性への対応」が謳われている⁵¹⁾。憲章は確かに国民のスポーツ権の確立をめざす「スポーツ・フォア・オール」の精神を含んでおり、それは「第二の道」の具体化でもある「ゴールデンプラン」のなかに示されているように思われる。しかし、スポーツの国民的・社会的な課題を担うという意思表示は社会国家における DSB の社会政策的役割の自認でもあり、高津勝も指摘するように、それは DSB がスポーツの私事性あるいは自主管理から「国家との『パートナーシップ』」に優先権を与え、組織的・理念的な転換を図ったことを意味しているのである⁵²⁾。自由な市

民のイニシアティブ、国家の非介入・非干渉は国民社会主義時代のスポーツ経験を教訓化したDSBの基本理念であるが、社会におけるスポーツの公益性とその担い手の自負という共同決定のシステムは、こうした理念を形骸化させかねない。前述したクリューガー論文で示されたスポーツクラブ名誉役員の危惧は、この点を端的に物語っている。また、文明病を生みだした社会的要因は、本来、国家論を含む社会科学的な視座を通じて鋭角的に分析される必要があるが、共同決定システムは国家との共同責任の名において、国家の行政的不作為を免罪することにもなりえよう。しかも、不介入・不干渉の原則は経済的な支配にはしばしば適用されないのである。

1960年代以降の西ドイツのスポーツ状況について論じてきたが、このような政策展開に関しては批判もなされている。以下、その幾つかについて概観しておこう。

(3)連邦共和国のスポーツに対する批判

第1に、東ドイツ側からの批判である。ここでは、分裂国家間の対抗性を意識した資本主義対社会主義の観点からのスポーツ批判が展開される。たとえば、G. ヴォネベルガー（Günther Wonneberger）は、西ドイツのスポーツは国家独占資本主義勢力によって従属させられているという。曰く「西ドイツのスポーツ運動は……急速かつ着実に展開する国家独占資本主義体制に従属され、その要請の支配下に置かれることになった。この目的のために帝国主義的ブルジョアジーと密接に関係づけられ、その影響下にあるスポーツ指導者の集団が西ドイツのトゥルネンとスポーツ運動の支配権を握り、強力な指導体制を構築しようと試みている。これら指導

者集団はスポーツマンに対するイデオロギー的、政治的影響力を強め、民主勢力と対抗した。西ドイツにおけるトゥルネン・スポーツ組織会員数の増大は、こうした勢力の要求の正当性を根拠づけるものとして利用された」のだと⁵³⁾。ヴォネベルガーの西ドイツスポーツ批判は資本主義的弊害のない東ドイツにおける社会主義スポーツ、すなわち人間を疎外しないスポーツの優位性を根拠になされていることはいうまでもない。そして前述したように、西ドイツのスポーツ界にみられる国民社会主義期の指導的人物の連続性を指摘したうえで、DSBが掲げる「非政治的スポーツ」理念に対しても、それが戦前における労働者スポーツ運動の遺産の放棄であるとして批判される。「非政治的スポーツの理論が克服されなくてはならない。この理論はファシズムにおける体験を教訓として引き合いに出されたが」、自身の保身と権力再生産に向け「経験豊かな労働者スポーツマンと反ファシズムの若者を新しいスポーツの指導部から遠ざけようとした」⁵⁴⁾。クリューガーが論文のなかで批判的に論じているのは、このような東ドイツ「身体文化」（スポーツ）の優位性の陰にある欺瞞や非人間的暴力であったことはいうまでもない。

第2に、ネオ・マルクス主義あるいは新左翼集団からの批判である。まず、西ドイツのマルクス主義スポーツ社会学の草分けであるB. リガウアー（Bero Rigauer）の見解をみておこう。T. アドルノ（Theodor W. Adorno）の下で学んだリガウアーは、資本主義体制下の競技スポーツにみられるブルジョアスポーツのイデオロギーを克服しようと試みた。周知のようにアドルノは、「スポーツは暴力、抑圧、そして略奪精神」の発露の場であると論じたT. ヴェブレン

(Thorstein B. Veblen) の理論を援用しつつ、このような暴力衝動に加えてスポーツに内在するある種のマゾヒズムの発露に着目する。「スポーツには暴力を行使するのみならず、みずから従順になり辛抱する衝動がある。ヴェブレンの唯一合理主義的な心理学はスポーツにおけるマゾヒズムの要素を隠してしまった。スポーツ精神には過去の社会形態の遺物としてのみならず、むしろ差し迫った新たな社会への適応も刻印されている。言ってみれば、現代のスポーツは機械が肉体から奪い取った機能をそこに返還しようと試みる。スポーツはしかし、機械の条件にしたがって人間をより一層調教しようとしている。スポーツは性格上、肉体を機械そのものと同化させる。それゆえスポーツは、そこで常にスポーツが組織される不自由な帝国の中へ入ってしまうのは当然なのである」と⁵⁵⁾。リガウアーはこのアドルノが提起した理論に基本的に依拠している。しかし、支配社会におけるスポーツのあらゆる性質を「不自由の帝国」と接合させたアドルノとの差異において、リガウアーは特別な様式において資本主義労働の世界、その合理性と合理的成果に規定されているスポーツと「支配から自由であるスポーツ」の非疎外的な形態とを区別した。この点ではむしろ、J. ハーバーマス (Jürgen Habermas) のいわゆる「反支配的な論理」のユートピアに一貫して依拠しているといつてよい。つまり、リガウアーは (アマチュア) 競技スポーツのブルジョア的スポーツイデオロギーを根本的に変革する観点から、「イデオロギー的に『非疎外的』なスポーツ形態の端緒、すなわち解放的、創造的スポーツ実践、スポーツにおける社会学習、可能ならば余暇スポーツをも」対置したのである⁵⁶⁾。

リガウアー以上に西ドイツのスポーツを徹底批判したのが、ベーム (J. O. Böhme)、ギェルデンプフェニヒ (Sven Guldenpfennig) といった、当時のベルリン自由大学の学生であった。彼らは既存の学問と社会秩序に徹底的に反抗し、一切の権威と伝統を社会から追放する H. マルクーゼ (Herbert Marcuse) の「批判理論」の影響を受けた。「ドイツ連邦共和国におけるスポーツの社会機能批判について」という副題が付された代表作『後期資本主義社会のスポーツ』(Sport im Spätkapitalismus) の課題は、「資本主義体制における一般的、社会経済的な社会支配の条件が、たとえば社会心理学的な仕組みを通じて、スポーツ分野にどのような特殊な姿をとって現れるのか、またそれが社会支配の条件の再生産にどう役立っているのか、といった点を明らかにしていくこと」にあった⁵⁷⁾。西ドイツの社会的市場経済で評価された労使の共同決定にしても、それは資本家による生産手段私有化の自由への奉仕であり、労働者はマクロな決定から排除されてミクロな消費過程に追いやられるのであり、総じて資本主義社会の社会化過程の非民主主義的構造が隠蔽されていると批判する。国家の機能にしても、社会の諸条件を資本主義経済の要求に合致させていくことにあると明言する。このような観点から西ドイツのスポーツは、政治、経済、軍事的観点のみならず、社会学、精神分析学、発達心理学、学習心理学、医学など視点から根源的、全面的に批判されていく。個人の「福祉」を企業の生産過程における価値増殖に従属させている資本、あるいは国家の労働力政策とスポーツ医学や健康科学の一体化に対する批判はいうまでもない。前述した市民の自由なイニシアティブを宣言した DSB の「ドイツスポーツ憲章」に対しても、自

由な社会の姿を想定しているが、結果的に支配の観点を捨象することによって社会現実から人々の目をそらせ、支配に対抗する闘争の手がかりから目をそらす思想である」と断じるのである⁵⁸⁾。競技スポーツにおける忍耐力、粘り強さ、集中力、自己の能力の発現、大衆スポーツにみられる仲間づくり、人間的コミュニケーション能力の向上などという「スポーツに内在する価値」は、既存社会（資本主義社会）への適応の手段と位置づけられ、また、性の抑圧がリビドーを鬱積させながら権威主義的な心理構造と権威への隷属性をもたらすとといったS. フロイト（Sigmund Freud）の精神分析学を援用し、スポーツは性から「社会を爆発させる力」を取り除き、性を体制に順応させ、同時に失われた攻撃性はスポーツ活動や試合の観戦などによって解消され、それはマイノリティーや外敵に対する攻撃性というファシズムにも通じる権威主義的性格（支配の側に立っているという意識）と結びつくと言論するのである⁵⁹⁾。

ベームらによる西ドイツのスポーツ批判は、クリューガー論文ではほとんど扱われないドイツスポーツの問題を論じている点で興味深いものがあり、社会国家との関係で余暇・スポーツのありようを問い直したいという本稿の問題意識とも結節する。くわえて社会国家のスポーツへの影響に対して必ずしも自覚的ではないドイツのスポーツ史、スポーツ社会学などの理論的課題も逆照射されている。とはいえ、彼らがある種のスポーツの問題を資本主義社会の支配と直接結びつけている点に関しては一考を要するように思われる。これはある種の基底還元論である。クリューガー論文で指摘されているように、彼らが当時東ドイツのSEDから金銭面を含む支援を受けていたこと——事実、彼らは東

ドイツスポーツの問題を論じない——が、ここでの問題ではない。問題と感じられるのは、労働過程とその資本主義形態との関係と同様、複雑な様相を呈するスポーツとスポーツの疎外形態が区別と連関において捉えられていないことである。ベームらはスポーツの疎外形態のありように関しては詳細に語るが、民衆文化や民衆娯楽の世界に表れる人間的自由の拡大や人びとの精神の燃焼などといったスポーツの本源的価値あるいはスポーツ運動における社会変革の契機をともなった共同的営み（主体形成過程）については論じようとし⁶⁰⁾ない。彼らはスポーツの教育的、社会的、経済的、文化的価値を無条件に肯定的に語るドイツのスポーツ研究者を厳しく批判するが、論理構成に関してみれば、逆説的な意味で同じ過ちを犯してしまっているように思われる。東ドイツやソ連のスポーツに対する批判がみられないのも、研究の範囲が西ドイツという制約もあろうが、むしろ資本主義的階級関係から生じる経済、社会支配を軸にスポーツの問題を論じる視点に立った場合、これらの国——それが社会主義であったかどうかは別として——へ批判的な眼差しは及ばなかったのだろう。

社会国家ドイツの余暇・スポーツ展開の課題 ——まとめにかえて

戦後西ドイツのスポーツは、統一組織であるDSBを中心に「スポーツの自主管理」「自由な市民のイニシアティブ」「国家との社会的パートナーシップ」を基本理念として活動に取り組んできた。この路線は国民社会主義時代の教訓を踏まえ、かつ占領政策を経て形成され、西ドイツ時代はもとより統一後のドイツ連邦共和国

においても踏襲されている。この間、スポーツクラブは地域の教育・文化・医療・福祉などの社会政策課題と結びき、人びとの公共的なスポーツ要求の受け皿となってきた。日本とは異なり、ドイツのスポーツクラブが法制度、財政面でさまざまなインセンティブを講じられてきた背景には、地域スポーツの発展にとってスポーツクラブの果たすべき公共的、社会的、公平的な役割が連邦、州、地方自治体で認められてきたからに他ならない。しかも、こうした活動（運動）は、ユネスコ・スポーツ体育国際会議における「スポーツ宣言」（1968年）、ヨーロッパ評議会で採択された「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章」（1975年）、ユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」（1978年）、第7回ヨーロッパ・スポーツ閣僚会議における「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」（1992年）などにみられるスポーツ・フォア・オール運動とも連結して、スポーツを基本的人権や社会的権利として位置づけるスポーツ権思想をドイツのみならずヨーロッパをはじめ世界に広めている。誇張と誤解があるものの、ドイツのスポーツクラブ実践が日本におけるスポーツ政策やJリーグの「百年構想」になにほどこかの影響を及ぼしているのには、それなりの根拠があるというべきであろう。

しかし、ドイツの余暇・スポーツを社会国家との関連で捉え返すならば、幾つかの課題も浮き上がってくる。第1の問題は、これまで繰り返し論じてきた社会国家の性格とスポーツとの関連である。この点は市民社会におけるスポーツ運動の分析を必然化させずにはおかない。DSBは1960年代以降、さまざまなスポーツ運動を通じて国家との社会的パートナーシップを結んできたが、それは一方で社会国家の「補助性

（自治助成）」原則」のなかでスポーツの公益性に基づく公的支援の根拠をうみだし、スポーツクラブに財政支援、土地利用、施設保有などの面でメリットをもたらした。しかし、スポーツの自主性や自由な市民のイニシアティブというDSBの基本原則との関連からすると、こうした事態はスポーツ運動への国家関与（あるいは介入）を意味するのであり、DSBは国家の不介入・不干渉を宣言しながら、既存社会への積極的な関与という行為を通じて、自ら国家の介入を求めるという矛盾に陥っているという新左翼の批判は、その限りで正鵠をえているといえよう。グラムシの市民社会論に依拠し、またレギュレーション・アプローチを批判的に摂取したJ. ヒルシュ（Joachim Hirsch）は、ラディカルデモクラシーの視点からハーバースらの現代資本主義における「市民社会」の自立性と自己抑制を批判する。このような「市民社会」は資本主義における国家の制度的な調整システムの構成要素であり、コーポラティズムの、官僚的な利益組織、文化産業によって支配された「公共性」は社会の真の民主化の枠組みではないとし、既存の政治制度のみならず、地方自治、メディア、教育などがラディカルに変革される必要（＝市民社会の止揚）があると主張する⁶¹⁾。ヒルシュのオールタナティブな理論枠組みは、確かにラディカルである。しかし、社会国家におけるスポーツ運動の機能や役割を捉え返す内容も含んでいる。なぜならば、スポーツ運動は、それが自由な市民のイニシアティブによって進められたとしても、運動結果に対する批判的査定（答責性）に基づく自己変革の契機が存在しなければ、ある種の倫理的自己聖化の惑溺という陥穽に囚われかねないのであり、市民運動としてのスポーツクラブといった存在（主

体)のみよってアプリアリに公共性を判断 (= 丸投げ) してはならないのである。われわれは、社会国家におけるスポーツ組織が担わざるを得ない機能に関して、常に自覚的、自省的でなくてはならない。

この点と関連して、第2に、現代ドイツにおけるスポーツ運動の新たな課題を析出することである。現代ドイツではスポーツクラブに加えて非組織的・個人的なスポーツも展開されており、またスポーツクラブやスポーツそのものから事実上排除されている移民関係者などの人びとも存在している⁶²⁾。前者に関しては、社会における連帯を阻害あるいは極小化する傾向を持つという既存社会国家の性格に加え、現代のリスク社会における強制される「個人化」傾向を踏まえる必要がある。この点は、壁崩壊以前に「個人化」は労働市場や消費に含まれる管理と強制を通じて「個人的な自立した生き方の余地をより狭くする社会的な制約の下でなされる」と論じたU. ベック (Ulrich Beck) の見解を端緒とするものだが、E. フロム (Erich Fromm) を援用し近代社会を「個人の内面の自由と同時に超越的な審級を刻印することによって無力感の螺旋的構造を植え付け、逆説的にも社会統合を可能としてきた社会」と規定した出口剛司の知見とも関係してくる⁶³⁾。ナチズムに至る近代社会と現代とは時代状況を異にするものの、人びとが強制される「個人化」、すなわち自己責任の強要を通じて無力化されながら、同時に外的な力に曝され同一性を強いられるという点において共通性があるように思われる。

したがって、他者との調和的な関係性の形成はスポーツにおいても重視されるが、その場合クラブに集うという表層だけに目を奪われてはならない。個人主義的な自由が他者との関係構

築の過程で新種の隷属を生み出す可能性を見失うべきではない。人びとの日常生活を細部まで支配している社会システムのなかで、われわれはスポーツを媒介にした個人と社会の新しい関係のありようについて問い続けていく必要があるだろう。

後者に対しては、国家においては権利主体が自然状態における個人一般ではなく、あらかじめ「社会化」された個人であることと関係している。D. トレンハルト (Dietrich Thränhardt) によれば、ドイツではトルコ出身の移民も決して分離した生活を送っておらず、さまざまなドイツ人組織に加盟して市民活動を展開している一方で、積極的なボランティア活動はドイツ人より著しく少なく、たとえばスポーツ活動はドイツ人的脈絡で代表される傾向が強いという⁶⁴⁾。社会国家はこのようなマイノリティーに対する社会統合をどのように進めようとしているのだろうか。そもそも「われわれ」のなかにはこれらの人びとは含まれているのだろうか。そのなかに「危険な人びと」と烙印を押される可能性、すなわち政治的、社会的排除の機制は存在しないのだろうか。スポーツクラブ運動において自己中心的通念による公共性の篡奪とそれを是認する傲慢が露見していないだろうか。われわれは、この点に関しても批判免疫的であってはならない。ついでにいえば、上記の点は在日やブラジル人などのニューカマーに対するさまざまな課題を抱えている日本のスポーツ政策、スポーツ運動にも適用される現実的問題であろう。

注

- 1) Eisenberg, C., Soziologie, Ökonomie und "Cultural Economics" in der Sportgeschichte.

- Plädoyer für eine Neuorientierung, in: *Sport und Gesellschaft — Zeitschrift für Sportsoziologie, Sportphilosophie, Sportökonomie, Sportgeschichte*, 2004, S. 73-83. (クリスティアーネ・アイゼンベルク (有賀郁敏訳)「スポーツ史における社会学, 経済学そして『文化経済学』のアプローチ——新しい研究方向のための提言」『立命館産業社会論集』第46巻, 第1号, 2010年, 197-206頁)
- 2) アイゼンベルクは他の論文で「スポーツの社会的考察の目的は, スポーツと社会の間に生起する交換関係や相互作用を詳細に分析することである」と論じている。Eisenberg, C., *Sportgeschichte und Gesellschaftsgeschichte*, in: Krüger, M. u. Langenfeld, H. (Hg.), *Handbuch Sportgeschichte*, Schorndorf 2010, S. 96.
- 3) 有賀郁敏「スポーツ史の『新たな方向』をめぐるクリスティアーネ・アイゼンベルクとミハエル・クリューガーによる紙上論争」『立命館産業社会論集』第46巻, 第1号, 2010年, 193-195頁。
- 4) ユルゲン・コッカのイニシアティブによる「現代史研究センター」の設置 (1992年) と並行して進められた, H. J. タイヒラー (ポツダム大学) を中心とする「スポーツの現代史研究」の一連の成果, また近年ではドイツオリンピックスポーツ同盟科学賞を受賞した K. ラインハルトの研究がある。Spitzer, G. u. Teichler, H. J. (Hg.), *Schlüsseldokumente zum DDR-Sport: ein sporthistorischer Überblick in Originalquellen*, Aachen 1998; Teichler, H. J. u. Reinartz, K. (Hg.), *Das Leistungssportsystem der DDR in den 80er Jahren und im Prozess der Wende*, Schorndorf 1999; Teichler, H. J., Die schwierigen Anfänge des Sports unter dem SED-Regime 1945-1957, in: *Stadion* 34 (2009) 2, S. 243-260; Reinhart, K., “Wir wollten einfach unser Ding machen” DDR-Sportler zwischen Fremdbestimmung und Selbstverwirklichung, München 2010.
- 5) Sozialstaat, in: *Staatslexikon, Recht · Wirtschaft · Gesellschaft*, Freiburg · Basel · Wien 1989, S. 72.
- 6) Vgl. 「社会国家が両者の前提のうち一方しか考慮されなければ, それは市民の自由を抑圧し, 長期間自らを破産させる扶助国家か,あるいは社会的保障と社会的統合に向けた国家の義務に背き, 同様に長期間危険にさらされる夜警国家となるであろう。」*Staatslexikon*, S. 73.
- 7) 保住敏彦「ドイツ社会国家を形成した思想と現代」『社会思想史学会年報 社会思想史研究』No. 33, 藤原書店, 2009年, 33頁。山田誠『現代西ドイツの地域政策研究——西ドイツの国民経済における地域政策と地方財政』法律文化社, 1989年, 13-14頁。
- 8) ゲアハルト A. リッター (木谷勤他訳)『社会国家——その成立と発展』晃洋書房, 1993年, 15頁。
- 9) 同上書, 16頁。
- 10) Vgl. 「全体的にみて法治国家原理のような基本的権利は社会国家原理の障壁である。」*Staatslexikon*, S. 74. なお, 保住によれば, 社会国家は個人の自由と平等に対する行過ぎた侵害に対して法治国家から制限を加えられるとともに, 社会の安寧秩序を保持することを通じて法治国家を安定化するという。保住, 前傾論文, 34頁。
- 11) 木村周市朗『ドイツ福祉国家思想史』未来社, 2000年, 50-52頁。
- 12) *Staatslexikon*, S. 73.
- 13) この点と関連して, 協会組織の社会参加と社会統合の側面として, 主に19世紀後半のトゥルネン (体操) 協会における自主消防団活動を論じたことがある。有賀郁敏「初期トゥルネン協会における社会参加と相互扶助——トゥルナー消防団の活動を中心に」山口定他編『現代国家と市民社会——21世紀の公共性を求めて』ミネルヴァ書房, 2005年, 258-282頁。
- 14) Wonneberger, G. u.a. (Hg.), *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Die Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. 4*, Berlin (DDR) 1967, S. 118; Nitsch, F., *Dreißig Jahre DSB — Eine kritische Bestandsaufnahme*, in:

- Ueberhorst, H. (Hg.), *Geschichte der Leibesübungen, Bd. 3/2, Leibesübungen und Sport in Deutschland vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart*, Berlin (BRD) 1982, S. 842.
- 15) 雨宮昭彦『競争秩序のポリテイクス—ドイツ経済政策思想の源流—』東京大学出版会, 2005年。
- 16) 有賀郁敏「国民社会主義統治下の余暇・スポーツ——KdFとSA」唯物論研究協会編『現代のナショナリズム——哲学的な解説』青木書店, 2003年, 189-207頁。
- 17) Vgl. Bennett, H., Die Zerschlagung des deutschen Arbeitersports durch die nationalsozialistische Revolution, in: *Sportwissenschaft*, H. 4, 13 Jg., 1983, S. 353.
- 18) ヴァイマル共和国期から人びとはアメリカスタイルの大衆車の購入を夢見ていたが、フォルクス・ヴァーゲンが文字どおり「国民の車」になるのは第2次大戦後のことであり、格安の海外旅行にしても船客の多くはホワイトカラー層など高額所得者であり、あるいはKdFが一方で「民族共同体」がブルジョア特権を廃止するという主要目的と、他方で裕福な船客の気分を害さないもてなしに苦心していたという指摘もある。Peters, L., *Volkslexikon Drittes Reich. Die Jahre 1933-1945 in Wort und Bild*, Tübingen 1994, S. 586. Vgl. Andresen, K., “Der Deutsche Arbeiter Reist”, in: *Spiegel Special, Geschichte*, Nr. 1/ 29. 01. 2008, S.129-131.
- 19) KdFが提供する余暇は労働者の低賃金の代償であり、加えてDAFへの定期的寄付によって労働者は苦しめられたという指摘もある。M. セリグマン/J. ダヴィンソン/J. マクドナルド(松尾恭子訳)『写真で見えるヒトラー政権下の人びとと日常』原書房, 2010年, 209-211頁。この点と関連し、丸山眞男が指摘した「Kraft durch Unfreude: 苦しみを通じて力を」ではないが、同時期の日本の労働者にとって余暇におけるスポーツは遠い存在であったように思われる。権田保之助は「労働者娯楽論」(1933年)の中で次のように記している。「労働者とその余暇を如何に暮らしつつあるかを大観し来る時は、次の如くなるを知り得るであろう。(中略)大体に於いて家庭の中での慰安娯楽である。映画館へ行ったり、スポーツをしたりするものは、所謂『特志家』の部類に数えられよう。同好と共に、碁を囲み、聯珠をなし、将棋を差して時を潰す位が先ず閑の山である。中には寂しさにカフェーや小料理屋へと赴くものも少しはある。つまり、寝るか、活動へ行くか、カフェーへ赴くかである。これは決して喜ばしい現象であるとは云い得ない」。権田保之助『労働者娯楽論』権田保之助著作集』第4巻, 文和書房, 1975年, 279頁。
- 20) 50万人(1934年), 300万人(1935年), 630万人(1936年), 1000万人(1937年), 2250万人(1938年)というKdF推計もある。Bennett, H., Nationalsozialistischer Volkssport bei “Kraft durch Freude”, in: *Stadion*, V, 1, 1979, S. 106-107.
- 21) Ebenda. S. 102-103.
- 22) Ebenda, S. 107.
- 23) Ebenda, S. 109. Vgl. D. ポイカート(木村靖二・山本秀行訳)『新装版 ナチス・ドイツある近代の社会史——ナチス支配下の「ふつうの人々」の日常』三元社, 1997年, 176頁。
- 24) Vgl. Teichler, H. J., *Internationale Sportpolitik im Dritten Reich*, Schorndorf 1991, S. 193ff.
- 25) Bennett, H., Nationalsozialistischer Volkssport bei “Kraft durch Freude”, S. 115-116. Vgl. Krüger, M., *Einführung in die Geschichte der Leibeserziehung und des Sports. Teil 3: Leibesübungen im 20. Jahrhundert. Sport für alle*, Schorndorf 1993, S. 144-145.
- 26) DRAの社会政策における消費社会、競争(業績)社会の重視と関連して、付属「労働科学研究所」が発表した戦後社会(社会国家)構想を論じたものに田野大輔の研究がある。田野大輔『魅惑する帝国——政治の美学化とナチズム』名古屋大学出版会, 2007年, 179-191頁。
- 27) F. ノイマン(岡本友孝他訳)『ビヒモス——ナチズムの構造と実践』みすず書房, 1984年(第9刷), 366-367頁。このノイマンの評価は、以下の国民社会主義党の社会政策に関する氏の

- 本質規定と関連しているように思われる。「ドイツ社会に支配的である階級の性格をうけいれそれを強化すること、支配階級を意識的に強固ならしめること、従属的社会層と国家との間に介在するすべての独立的な集団を破壊することによって、従属的社会層をアトム化すること、全人間関係に干渉する独裁的官僚制度を創設することである。」(同, 318頁)
- 28) Bernett, H., *Der jüdische Sport im nationalsozialistischen Deutschland 1933-1938*, Schorndorf 1978, S. 142.
- 29) 「同意の組織化」に関しては、V. d. グラツィア(豊下樫彦他訳)『柔らかいファシズム——イタリア・ファシズムと余暇の組織化』有斐閣選書, 1989年, 第1章参照。
- 30) 山本秀行『ナチズムの記憶——日常生活からみた第三帝国』山川出版, 1995年, 163-164頁。同『ナチズムの時代』世界史リブレット49, 山川出版, 2003年, 58頁。
- 31) この点に関しては、川越修『社会国家の成立——20世紀社会とナチズム』岩波書店, 2004年, 参照。
- 32) 市野川容孝「社会的なもの、政治的なもの、文化の分節と接合——近現代ドイツを例として」『社会思想史学会年報 社会思想史研究』No.34, 2010, 79頁。
- 33) 有賀郁敏「スポーツ・フォア・オールと現代社会——『福祉国家』ドイツの状況を中心に」中村敏雄編『戦後体育実践論第3巻 スポーツ教育』創文企画, 2004年, 45-56頁。
- 34) もっとも、スポーツの再組織化に関する建設的なコンセプトを展開しなかったイギリスと積極的に位置づけたアメリカではこの点で温度差があり、とりわけフランス占領地区ではトゥルネンに対する反発が強く1949年までトゥルネン協会は禁止されたという。Krüger, M., *Sportgeschichte der Bundesrepublik Deutschland bis 1990*, in: Krüger, M./Langenfeld, H. (Hg.), *a a. O.*, S.219-221.
- 35) ドイツの占領政策とスポーツとの関係に関しては高津勝による詳細な研究が存在する。高津勝『現代ドイツスポーツ史序説』創文企画, 1996年, 第2章。
- 36) Deutscher Sportbund, *Die Gründungsjahre des Deutschen Sportbundes: Wege aus der Not zur Einheit*, Schorndorf 1991.
- 37) Ebenda, S. 71.
- 38) Neuendorff, E., *Die Deutsche Turnerschaft 1860-1936*, Berlin 1936, S. 148f.
- 39) Daume, W., *Deutscher Sport 1952-1971*, München 1973, S. 29.
- 40) Strych, E., *Der westdeutsche Sport in der Phase der Neugründung 1945-1950*, Schorndorf 1975, S. 23-30. Vgl. Peiffer, L. (Hg.), *Die erstrittene Einheit — Von der ADS zum DSB (1948-1950). Bericht der 2. Hoyaer Tagung zur Entwicklung des Nachkriegssports in Deutschland*, Duderstadt 1989, S. 168-170.
- 41) Eichel, W. u. a. (Hg.), *Illustrierte Geschichte der Körperkultur*, Berlin (DDR) 1983, S. 85-97.
- 42) 唐木国彦「西ドイツのスポーツ政策——「パートナーシップの原理」について」『スポーツ政策』大修館書店, 1980年, 240頁。
- 43) Umminger, W., *Das Gold ist echt !*, in: *Olympisches Feuer. Zeitschrift der Deutschen Olympischen Gesellschaft*, H. 6, 1960, S. 1-4; Ders., *Grünes Licht für "Goldenen Plan"!*, in: *Olympisches Feuer*, H. 8, 1960, S. 1-4.
- 44) Vgl. Pelshenke, G., *Der Goldene Plan in den Landkreisen*, in: *Olympisches Feuer*, H. 7, 1965, S.26-35. ここでは以下の都市(市町村連合)のスポーツ推進プランなどの報告がなされている。Marburg, Fulda, Frankfurt(M.), Offenbach, Freiburg, Rotenburg, Koblenz, Frankenberg, Alfeld.
- 45) Opel, v. G., *Der Goldene Plan muss erfüllt werden*, in: *Olympisches Feuer*, H. 11, 1967, S. 1-8.
- 46) Palm, J., *Beim Trimmen denkt man nicht mehr nur an Pudel*, in: *Olympisches Feuer*, H. 5, 1971, S. 4-8.
- 47) 唐木, 前掲書, 249-254頁。増田靖弘『世界の国民スポーツ(下)』不味堂新書, 52-110頁。
- 48) 高津, 前掲書, 188頁。

- 49) 総合研究開発機構『休暇の経済，社会的役割』NIRA叢書，1989年，77-87頁。
- 50) 高津，前掲書，194-195頁。
- 51) 「ドイツ・スポーツ憲章（1966年）」『スポーツ政策』大修館書店，1980年，xxxiv-xxxvii頁。ドイツの各政党のスポーツ政策の類似性に関しては，唐木国彦「西ドイツの政治とスポーツ」『国民教育』第46号，1980年，38-45頁。
- 52) 高津，前掲書，190頁。
- 53) Wonneberger, G., u. a. (Hg.), *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961*, S. 118f.
- 54) G. ヴォネベルガー（有賀郁敏訳）「ドイツ民主共和国の労働者スポーツ」A. クリュエーガー／J. リオーダン編（上野卓郎編訳）『論集 国際労働者スポーツ』民衆社，1988年，28-30頁。
- 55) Adorno, T., *Kulturkritik und Gesellschaft I und II*, Frankfurt/M. 2003, S. 80. Vgl. Krüger, M., Adorno, der Sport und die Kritische Sporttheorie, in: *Sportwissenschaft*, H. 1, 34. Jg., 2004, S. 21-32.
- 56) Rigauer, B., *Warenstrukturelle Bedingungen leistungssportlichen Handelns. Ein Beitrag zur sportsoziologischen Theoriebildung*, Lollar 1979, S. 204. Ders., Die Kritische Theorie und der Sport. Von der Dialektik der Aufklärung zur Theorie des kommunikativen Handels, in: *SportZeiten, Sport in Geschichte, Kultur und Gesellschaft*, H. 10, 2010, S. 7-28. Vgl. Habermas, J., Soziologische Notizen zum Verhältnis von Arbeit und Freizeit, in: Plessner, H./Bock, H. E./Grupe, O. (Hg.), *Sport und Leibeserziehung*, München 1967, S. 28-46.
- 57) J. O. ベーメ他著（唐木国彦訳）『後期資本主義社会のスポーツ』不昧堂出版，1980年，13-14頁。
- 58) ベーメ，前掲書，24-25頁。
- 59) ベーメ，前掲書，54-64頁。
- 60) この点でイギリスのマルクス主義者，A. スウィングウッドの以下の指摘は重要であろう。「ポピュラー文化は…弁証法的に理解されるべきなのである。つまり一方で，ポピュラー文化形態の中には社会統制の問題と微妙に関わり，保守的＝イデオロギー的価値構造が存在しており，また他方で，文化の民主化がポピュラー文化の産業化と普遍化を促進し，社会的世界の理解と人間化のための積極的手段になっているのである。」A. スウィングウッド（稲増龍夫訳）『大衆文化の神話』東京創元社，1985年，190頁。
- 61) J. ヒルシュ（木原滋吉他訳）『資本主義にオルタナティブはないのか？レギュレーション理論と批判的社会理論』ミネルヴァ書房，1997年，164-165頁。
- 62) この点に関しては，高津勝「ドイツにおける地域スポーツの展開——ミュンヘン市のスポーツ振興」『現代スポーツ研究』第11号，2010年，1-14頁。
- 63) U. ベック（東廉／伊藤美登里訳）『危機社会——新しい近代への道』法政大学出版局，2004年（第5刷），260-261頁。出口剛司『エーリッヒ・フロム——希望なき時代の希望』新曜社，2002年，230頁。
- 64) D. トレンハルト「戦後ドイツにおける移民・難民・外国人労働者と統合政策」増谷英樹編『移民・難民・外国人労働者と多文化共生——日本とドイツ／歴史と現状』有志舎，2009年，29-30頁。

Studie über die Beziehung zwischen Sozialstaat
und die Freizeit- und Sportpolitik in Deutschland:
Eine Antwort auf den Beitrag von Prof. Michael Krüger

ARUGA Ikutoshi *

Zusammenfassung: Man sollte versuchen die Beziehung zwischen Sport und Funktion des deutschen Sozialstaats zu erklären, wenn man über den Sport und die Freizeit in Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg diskutiert. Der Ursprung des Sozialstaats lässt sich bis ins 19. Jahrhundert zurückverfolgen. In Bezug auf Sport und Freizeit kann man ausserdem eine gewisse Kontinuität der Politik von Nationalsozialismus und Bundesrepublik erkennen, während man oft zu der Ansicht neigt, dass beide ganz unterschiedlich sind. Die Sportbewegung im Deutschen Sportbund (DSB), welcher eigentlich mit dem Grundsatz der Initiative der freiwilligen Bürger und der unerlaubten Intervention des Staates gegründet wurde, hat jedoch ihren Schwerpunkt auf die Mitbestimmung des Staates gelegt, indem sie von der Koalitionsregierung auf dem Grundsatz der Partnerschaft bei Sportanlagenplanungen und mit Subventionen seit den 1960er Jahren unterstützt wird. In dieser Phase ist sie sich einerseits ihrer öffentlichen Rolle als Träger der sportlichen Ansprüche der Bürger wohl bewusst und hat andererseits ihre Verantwortung für Gesellschafts- und Ordnungsbildung übernommen. Die Kritik des Neo-Marxistischen Lagers hat sich darüber hinaus auf diesen Zustand konzentriert. In der deutschen Sportbewegung nach der Wiedervereinigung gibt es noch ungelöste Aufgaben, wie zum Beispiel die notwendigen Massnahmen gegen die „Individualisierung“ in der Gesellschaft und den geringen Migrantenanteil usw..

Stichwort: Sozialstaat, Nationalsozialismus, Bundesrepublik Deutschland, Sport und Freizeit, Deutscher Sportbund, Grundsatz der Partnerschaft

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University